

**令和5年4月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和5年4月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和5年4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和5年4月20日(木) 午前9時30分～午前10時55分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 38人

農業委員 15人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義  | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  |           |

農地利用最適化推進委員 23人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 大橋 正長  | 18. 遠城 昌宏 | 26. 秋山 悦郎 |
| 2. 長岡 正一 | 11. 吉田 一美 | 20. 宮本 政信 | 27. 土居 修二 |
| 3. 川西 克  | 12. 川向 進  | 22. 宮瀧 博泰 | 28. 平田 正男 |
| 5. 小松 保博 | 13. 渡邊 秀信 | 23. 松永 哲之 | 29. 谷淵 繁夫 |
| 6. 坂井 清照 | 15. 山地 正詞 | 24. 新居 俊孝 | 30. 谷本 憲司 |
| 8. 楠 和治  | 16. 岡原 徹  | 25. 竹田 久義 |           |

欠席委員 6人

農業委員 1人

15. 大林 孝行

農地利用最適化推進委員 5人

- |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 7. 内田 久夫  | 10. 豊嶋 光治 | 17. 増田 澄 | 19. 喜來 聖則 |
| 21. 津郷 憲一 |           |          |           |

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二  
事務局次長 大西 良明  
主 査 岩崎 正英  
副主幹 河田 浩和  
主 任 中山 弘美  
副主任 山口 凌生

## その他の出席者

農林水産課 川池 伸康  
農林水産課 造田 忠彦  
農林水産課 西山 善行

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について
3. その他

### 報 告

1. 農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について
2. 定例農家相談会の開催結果について
3. その他

### 土地に関する議題

- 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第20号 非農地証明願について  
議案第21号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

- 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第11号 許可後の取消願について

報告第12号 許可申請の取下願について

その他

農地パトロール調査の実施について

## 令和5年4月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（谷本孝二君） 皆さん、おはようございます。ただ今から令和5年4月定例総会を開催いたします。開会に先立ちまして、4月の人事異動がありました。

農業委員会と農林水産課課長はじめ、職員の方が見えられていますので、職員の紹介をいたします。農業委員会につきましては、小西局長が監査事務局へ異動されました。私が農林水産課から参りました谷本です。綾歌市民総合センターの造田副主幹が農林水産課に異動されまして、新しく河田副主幹が来られました。飯山市民総合センターの江淵副主幹が健康課に異動されまして、香川副主幹が来られました。今日は欠席していますが、山根主任に代わり、山口副主任が来られました。事務局としては、私と大西次長、岩崎主査、秋山副主任の4名と、会計年度任用職員、去年茅田と小笹の2人だったのですが、茅田が変わりまして、後任で長淵という職員が参っています。これまで同様、委員会活動、農地の有効利用の推進に尽力して参りますので、今後ともご指導・ご協力をよろしく申し上げます。農林水産課は私の後任に川池課長が昇任しています。先ほど申しました綾歌市民総合センターから、農政担当長として造田が来られました。農業振興地域の主の担当になります。本日、前任の西山も同席しています。

農林水産課の農政の議題の説明がある前にご挨拶をお願いします。小西局長が5年の長きに渡りまして、活動されていまして、小西局長からご挨拶をお願いします。

●前事務局長（小西裕幸君） 失礼します。皆さん、おはようございます。今回4月1日で異動する者を代表しまして、挨拶いたします。委員の皆様とは、長い方で2期5年間お世話になりました。その間、農地パトロールとか、農地利用アンケート、それから雑草の苦情対応など、皆様には大変なお仕事の対応をさせていただきまして、誠にありがとうございます。この5年間の間に制度とか、それから仕事の内容等も変わってはきていますけれど、今後とも皆さんご協力のほど、よろしく願いいたします。それと、皆さんは、丸亀の農業の軸になって、活動していただいている方々です。今後とも健康には十分気をつけていただきまして、ご活躍、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

●事務局長（谷本孝二君） 小西前局長につきましては、他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。よろしく申し上げます。それでは、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。①総会の次第、②クリップ留めの「話し合いスキルアップ研修」、③薄い紫色の「農業委員会活動記録セット」、④白いパンフレットで地域計画等の作成マニュアルである「地域農業の将来を考えてみませんか」、⑤パンフレット「経営所得安定対策を活用して経営の安定を図りましょう」、⑥パンフレット「地域の農地や農業を守るため、まず話し合いから」、⑦農業会議が発行している「農政情報」、⑧普及センターが発行している「普及センターだより」です。推進委員には、タブレットとタブレットケース、封筒に入ったパスワードの書類があります。本日お配りしています農業委員会活動記録につきましては、これまで同様、記入もれのないよう

によりしくお願いします。携帯電話につきましては、電源を切るか、マナーモードでお願いします。それでは、ただ今から令和5年4月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 改めて、おはようございます。大変お忙しい中、4月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。新しい年度に入ったわけですが、改正農業経営基盤強化促進法が今月から施行になります。今までの「人・農地プラン」、これは「地域計画」ということで法律に位置付けられて、市町村はこれから2年間で、農家の話し合いに基づいた計画を策定し、10年後の一筆ごとの目標地図を作成することが義務づけられました。今までの「人・農地プラン」は、国の方針に補助金をもらうために、机上のプランにしたというのが全国的にも多いと聞いています。今回はそういうふうにならないようにということです。今回の地域計画のつきましては、地域の実態に合った農家の意向を反映した計画になることを期待していますが、市町村が計画をして、実際に話し合いの段階では、私たちが農家の皆さんと近い関係にありますので、協力して話し合いを進めていくということになると思います。農林水産課の課長も新しく川池課長さんになりましたので、リーダーシップを発揮して、地域農業を活性化するようなプランにしていきたいと思っています。その話し合いについて、農業会議が研修会を3回にわたって開きまして、私が2回出席しました。前回は、お話をしたわけですが、第3回目について、お話ししたいと思います。机の上に地図を広げて、それに対して、いろいろ話し合いするという実践形式のものでした。その話し合いというのは、思いを語り合う、夢を語り合うところから始めましょう。明るく楽しく気楽な雰囲気にする。脳は周りの雰囲気に影響される。まずは自己紹介から。拍手と笑顔で、事前に固い雰囲気をほぐす。会議とは意見を言い合うこと。根拠が必要で、話が対立をする。しかし、対話は思いを語り合う。根拠はいらない。対立しない。夢を語り合う。司会者が意見のある方という、シーンとして発言しない。発言しても、いつもの人。口で話す会議をやっている限り、全員が発言するということは不可能。全員が発言できることが大切。全員が意見をいえる会議の極意は、口で話す会議から紙に書き出す会議に。付箋紙と模造紙を活用。付箋紙に書いて模造紙に貼り付けることで、司会者は、思いを箇条書きに変えてという。明るく楽しく気楽な雰囲気でワイワイガヤガヤと取り組む。会議の机の配置は、ロの字とか学校方式とかではなくて、机を二つ向かい合わせに並べて、そういう島をたくさん作って、その島では4人か5人ぐらいで取り組む。できれば女性が主体の会議が良い。それでも女性ばかりでは駄目で、その中に男性を呼び込む。会場は広すぎるのは雰囲氣的に駄目で、広すぎると区切りをして適度な広さにする。思いついたこと、感じたことを付箋紙に書いてベタベタ貼りつける。内容別に三つのグループに分けて見出しをつける。できるかできないかは別問題として、将来のイメージづくりを行う。農地の問題だけでなく、まちづくりをセットで考える。机上のプランにならないように、個人の思いからみんなの思いへ、みんなで作ったプランということにしたい。意見交換会というのには固い感じがするので、意見という言葉は使わない。思いを語り合う会がいい。農業者以外の者で消費者とか学校の生徒とか、農業に興味のある人も入っていただく。座談会の最後には、ジャンケンをして、プレゼンを行う。今日の会

議は楽しかったなということにさせていただきたい。飛ばしましたが、何回会議を開けるかということですが、1回では駄目で、最低2回、できれば3回やってほしい。地域計画を知らなかったということがないように地域でみんなの力で作り上げていくことになったらいいと思っています。それから、「地域農業の持続的発展に向けた要望について」というのがあります。これは丸亀市農業委員会だけでなく、中讃地域の連合会として、地域農業が大変なことになっているが、農地の集積・集約化とか新規参入とか耕作放棄地の解消とか、そんなことばかり言ったって、農業がよくなると思えないから、地域に合ったことを要望しようということで取りまとめて、3月24日に農業会議に送りました。課題と問題（現状と提案理由）。今の農業は高齢化が急速に進み、次世代への継承ができなくなるなど存亡の瀬戸際にきています。これは時代の流れではなく、今まで行われてきた農業の成長産業化、効率化を目指した施策により、中小家族経営農家が再生産できなくなったことによることは明白です。地域農業・農村を支えてきたのは中小家族経営農家です。農業を担う大半の経営体が今後も持続できるような農政を行わないと国民への食料の安定供給はできなくなります。一方で、国や農業会議所においては、農地の集積・集約化、新規就農の促進、耕作放棄地の解消など、農地利用の最適化を重点施策として取り組んでいます。これにより農業が持続的発展をするとは思えません。食料と農業を守る根本は、食料は自国で生産することを基本に、農家が再生産できる所得の保障と消費者の食を守るという意識改革であると考えます。また、食料・農業・農家の現状について、国民や政治家に危機感が見られないことも危惧されます。以上のことから、中讃地区農業委員会連合会として、下記の通り要望しますので、農業会議の今後の活動に反映していただきますとともに、あらゆる機会を通じ、上部機関や行政、代議士等への提言・要望していただくようお願いします。一つ目は、多様な担い手に位置づける中小家族経営農家の再生産が可能となる支援・助成を行うこと。二つ目は、新規就農者は、他産業からの就農よりも中小家族農業の跡継ぎへの継承が効果的である。新規就農の考え方を転換すること。三つ目は、自給率の向上は、農業内部の努力では達成できるものではありません。消費者の食に対する意識改革が必要です。食と農に対する理解と啓発・啓蒙に取り組むとともに、消費者への農業体験機会の提供を行うこと。四つ目は、子供の時から食料と農業の大切さを理解させる教育が大切です。このため、小中学生を対象とした食農出前授業に取り組むこと。五つ目は、将来の食糧危機に備えるためにも、水田は畑地化するのではなく、水田として維持すること。六つ目は、空き家対策。七つ目は、農地法3条の下限面積要件が撤廃されることや3年3作の縛りがなくなったことから、3条で取得後すぐに、4条申請で転用すると、農地法の趣旨を無視した申請や、取得した農地の遊休化が想定されます。そのような事態をなくするため、今後想定される問題点を整理するとともに、農地取得要件や審査基準を県下統一し、想定問答集を作成されたい。そういうことで、私の思いも含めて、農業会議へ要望いたしました。

早速議事に入ります。本日の出席委員は15人でして、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は、13番谷本委員と14番の登倉委員にお願いい

たします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君） 失礼いたします。農政に関する議題として、総会次第をご覧いただきながらお聞きください。議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（造田忠彦君） 先ほど紹介がありましたが、農政担当長の造田と申します。倉淵の後任であります。その前に綾歌市民総合センターの業務担当、農業委員会併任として3年間お世話になりました。特に、綾歌地区の方については、お世話になってありがとうございました。引き続き、立場は変わりますが、農業政策について、お世話になります。よろしくお願いたします。

令和5年4月1日締切4月分丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につきまして、ご報告いたします。お手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続きまして「位置図」があります。1ページから順にご説明いたします。

番号4の1、金倉町・・・面積1,464㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の2、柞原町・・・面積2,436㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の3、川西町北・・・面積154㎡を・・・が非農家の自己住宅を建築します。

番号4の4、川西町北・・・面積577㎡を・・・が駐車場を整備します。

番号4の5、川西町北・・・面積1316㎡を・・・が非農家の自己住宅・作業所・店舗を建築します。

番号4の6、川西町北・・・面積3,988㎡を・・・が資材置場を整備します。

番号4の7、郡家町・・・面積1,197㎡を・・・が駐車場を整備します。

番号4の8、郡家町・・・面積3,781㎡を・・・が都市公園を整備します。

番号4の9、郡家町・・・面積1258㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の10、飯野町東二・・・面積785㎡の内70㎡を・・・が宅地拡張を行います。

番号4の11、飯野町東二・・・面積1,144㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の12、飯野町東分・・・面積310㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の13、土器町西二丁目・・・面積2,850㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の14、綾歌町岡田上・・・面積453㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号4の15、綾歌町岡田東・・・面積532㎡を・・・が資材置場を整備します。

番号4の16、飯山町真時・・・面積2,403㎡・・・が分譲住宅を建築します。

以上、除外16件、23,333㎡、編入0件の申出となっています。変更区分・地域別の内訳は、4ページの表

にあります。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「農業振興地域整備計画の変更について」は異議のないものと思います。造田さん、ありがとうございました。

それでは、議題2「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前に送付しています資料の中で、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という資料をお手元にご用意ください。令和4年から、各委員が活動目標をそれぞれ設定して、年度末に結果をまた実績を点検評価するというように、これまでと、内容が大きく変わっています。それで令和4年度、皆様の活動実績をまとめたものがこの表となっています。簡単に説明いたします。

まず1ページ目、ローマ数字のI「農業委員会の状況」については、ご覧の通りです。1枚めくっていただいて、1の(1)「農地の集積」について、①「現状及び課題」、②目標に対して、③実績という欄があると思いますが、今年度末の集積率をご覧ください。30.4%となりました。目標をやや下回る結果という点検結果が出ています。下の(2)「遊休農地の発生防止・解消」の項目についてですが、これは次のページの③実績をご覧ください。③実績のところですが、今年度の緑区分の遊休農地の解消面積が6.1ヘクタール、目標が3ヘクタールでしたので、大きく解消が進んでいます。④のその他、そして(3)「新規参入の促進」について、次のページにかけて記載をしていますが、数値はご覧の通りとなっています。「新規参入の促進」についてですが、③実績のところに参加経営体数5、取得農地面積2.4ヘクタールとなっています。その下に、2「最適化活動の活動目標」という項目があつて、(1)を飛ばして(2)「活動強化の活動強化月間の設定」ということで、ご覧のように設定していましたが、②実績を見ると、目標通り事業が行われています。また次に、(3)「新規参入相談会への参加」という項目がありますが、こちらについては実績がなしとなっています。「目標達成の標語」というところがありますが、「目標に対して期待を上回る結果が出られた」となりました。実績がない項目もありますが、これは自動で評価されたものですが、遊休農地の解消が200%以上達成されて、点数を押し上げたため、このように自動判定されたものと考えます。一番下の「推進委員等の点検・評価結果」をご覧ください。4段階に分かれています。これは活動目標、月間6日間活動しようという目標だったのですが、12を掛けますと72日以上、年間活動していれば、「目標に対して期待通りの結果が得られた」となります。それ以下の場合、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」というのが22人。「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となっているのが、年間100日以上活動された委員がいらっしゃるということです。

もう1枚めくっていただいて、「事務の実施状況」については、ご覧いただいたら結構だと思います。

そして最後、A3の用紙ですが、これは委員一人一人の点検評価表となっています。一番上に地区名と委員の名前が入っています。左下の全体としての評語は目標を上回るとか下回るとか、先ほども集計された元になっております。ちょうど真ん中辺りの成果目標の達成状況及び自己点検評価の結果については、4月に目標を立てたときにも申し上げましたが、地域の農地面積で案分した目標値としていますので、実質値についても同様の扱いとしています。参考程度にご覧ください。以上4年度の結果となっています。

続いて、「令和5年度最適化活動の目標設定等」という資料をご用意ください。

まず1ページ目ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」については、令和5年4月1日現在の状況です。

ご覧いただいた通りとなっています。

1枚めくっていただいて、Ⅱ「最適化活動の目標」1「最適化活動の成果目標」(1)農地の集積②目標として、新規集積面積は例年通り、年間100ヘクタールとしています。集積面積累計は令和4年度末が813ヘクタールでしたので、目標は913ヘクタールということになっています。その下の(2)「遊休農地の解消」についてですが、①現状及び課題があり、令和4年度のパトロール調査を実施した結果、1号遊休農地14ヘクタールの内訳として、緑区分が4ヘクタール、黄区分が10ヘクタールとなっています。②目標ですが、緑区分の遊休農地の解消面積、あと4ヘクタールしかない想定ですので、5分の1の0.8ヘクタールを目標数値としています。次のページの(3)「新規参入促進」につきましては、ご覧の通りです。2「最適化活動の活動目標」につきましてですが、これも例年通り、引き続き1人当たり月間6日ということで、先ほどお渡ししています紫色の活動記録セットに、活動内容を記載してください。下の(3)「新規参入相談会への参加目標」につきまして、令和4年度は実績がなしということでしたが、令和5年度は農林水産課と連携して、参加を検討していきたいと考えています。最後のA3の用紙ですが、令和5年度の目標の時点では、1個人の委員ごとではなく、地域ごとに、このように、真ん中の成果目標のところ、目標値もこちらの方で、農地面積に応じて入れていますけれど、地域ごとにこのように目標を立てることにしています。以上、令和4年度の最適化推進の状況と令和5年度の活動目標について、農業委員会法に基づき、公表いたしたいと考えています。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは、特に意見もないようですので、異議のないものといたします。その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答」については、昨年6月に委員の皆さんに意見や要望を提出していただき、その内容を「担

い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「農業への新規参入等の促進」、その他と項目を分けて取りまとめて、市長、市議会議長へ提出いたしました。本日はその意見書への回答について、農林水産課の川池課長にご出席をいただきました。説明をお願いします。

●農林水産課（川池伸康君） あらためて失礼いたします。

この4月の人事異動により農林水産課課長を拝命いたしました川池です。従来、農林水産課でお世話なっていましたので、今後とも引き続き、よろしく願いいたします。

また本市が行います農業施策に対して、農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、格別なるご尽力を賜っていますことに敬意を表するとともに、高い席からはありますが、お礼を述べたいと思います。それでは、「令和5年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答」ということで、時間もありませんので、回答文のみを読み上げたいと思います。

まず、大きな1点目、「担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化」についての部分の1問目です。これに対する回答として、国が定めています令和6年度末への作業作成完了に向け、関係機関と相談・連携して、工程表をすでに作成しています。この作成する工程表通りに策定できるように今後とも努めてまいりたいと思っています。2番目は、担い手と営農の効率化や農地の集約化については、国・県の施策を活用するとともに、令和5年度予算において、農地の持続的対策というものがあるよう新規事業を創設し対応してまいりますというところです。

次のページをご覧ください。大きな2点目、「遊休農地等の発生防止・解消」についてです。1番目の回答として、耕作放棄地の解消については、今後も農業委員会との情報共有・連携を行い、農業が持続的に展開できるよう各種事業の実施を図ってまいりますという回答にしています。

2番目について、景観形成作物については多面的機能支払交付金の事業に取り組む組織活動、活動組織に対し、継続して支援してまいるとともに、国に対して交付金事業の継続についても要望してまいります。また、防草シート等購入補助については、今後検討課題とさせていただきたいと思います。

次のページをご覧ください。大きな3点目、「農業への新規参入等の促進」については、新規就農の相談があった際に市窓口がワンストップ窓口として相談を受け、県農業改良普及センターやJA等と連携し、ヒアリングを実施するなど、あらゆる相談に対応しています。今後も国・県の支援策を積極的に活用するとともに新規参入の促進を図ってまいります。次のページをご覧ください。その他です。まず1番目です。農業振興地域整備計画について、本年度及び来年度で計画の見直しを予定しています。本市の状況に応じた計画となるように検討を実施してまいります。2番目です。農林水産省において水田活用の直接支払交付金の交付要件を見直す方針が示されたことについては、大きな問題と認識してまいり、農林水産省に対し、市長から要望書を手渡しし、議長、議会からも要望書の提出を行うなど、機会をとらえ、要望活動を行ってきたところです。引き続き本市の実情に応じた、交付となるよう要望して参りたいと考えていますので、ご留意い

ただけたらと思います。

3番目です。国においても、兼業農家や小規模家族経営などの多様な担い手が地域の地域社会の維持の面でも重要な役割を果たしていると評価され、多様な支援体制を打ち出しつつあります。今後は国・県の状況に注視しながら、本市においても実施していくべき策を検討してまいりたいと思っています。

最後になります。6ページ目です。食の安全、食料自給率の確保、その基盤となる農業・農村の重要性について、市民の理解を高めることは、関係部局の共通課題と認識しています。市民に対して国産農産物消費拡大や食料・農業・農村の重要性に関する市民の理解が進むように広報誌やホームページ等を通じて広報活動を順次行っていくとともに、農業委員会においても引き続き指導・広報活動等のご協力をお願いします。以上、令和4年10月20日付で提出のあった意見に対する回答といたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 遊休農地の発生防止についてです。活動組織に対してはレンゲなど景観形成作物の種が助成されるのですが、一般農家にも助成していただきたい。

●会長（松岡繁君） 関連してお願いですが、市長に説明したときも申し上げたのですが、景観作物、レンゲ、ヒマワリ、コスモスの種が行き届きませんので、遊休農地に花の種をまきたいと思うのがたくさんあると思いますので、ぜひ助成していただきたい。

●農林水産課（川池伸康君） 質問にお答えをいたします。適切な質問への回答かどうかはわかりませんが、一応ここに書いていますように、基本としては多面的機能直接支払交付金を活用しつつというところは念頭に置いていただきながら、それでも、今会長がおっしゃられましたように、下まで届いてないという部分があるのが多分実態であると思います。昔は転作作物でレンゲ、景観形成作物ということで助成金も出ていましたが、昨今はない状況です。それらも含めて今後の検討課題とさせていただけたらと思います。以上です。

●会長（松岡繁君） それでは特に他にご意見もないようですので、農地利用等最適化の推進に関する意見に対する回答につきましては、異議のないものといたします。関係課長には、ここでご退席をいただきます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

報告2「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告をいたします。

●事務局長（谷本孝二君） 失礼いたします。前回の農家相談開催結果について、報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分につきましては、3月27日月曜日、大林副会長が担当で、市役所本庁開催分は4月5日月曜日、尾野委員さんが担当で、綾歌市民総合センター開催分は4月10日月曜日、久米委員で、午前9時から11時の受付でそれぞれ行いました。本庁開催時に1件の相談がありました。相談内容としては、相談者のおじ様が病気のため、5年以上前から耕作管理しているが、相談者が農地を引き継ぐ手続きと自宅横の農地を購入ができるかどうかといった内容でした。事前に連絡がありましたので、

大西次長が同席しました。回答といたしましては、農機具を一式所有し、営農経験も豊富なので個人農家とみなせることから、利用権設定の手続きについて説明するとともに、土地所有者には、子供がいないことから将来相続時に親族間での話し合いになるが、相談者が相続人となる場合もあり得る旨をお伝えしました。

次に、次回の農家相談の開催予定についてお知らせをいたします。飯山市民総合センター開催分は4月21日木曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は5月8日月曜日、宮武委員、綾歌市民総合センター開催分は5月10日水曜日、松岡正雄委員で、それぞれ午前9時から11時までの受け付けとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、出席してください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。その他の報告事項、事務局ありませんか。

●事務局長（谷本孝二君） ありません。

●会長（松岡繁君） はい。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君） 失礼いたします。土地に関する議題として、

議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第19号「農地利用集積計画の決定について」、

議案第20号「非農地証明願について」、

議案第21号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告事項といたしまして、

報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、

報告第10号「農地法第18号第6項の規定による通知確認について」、

報告第11号「許可後の取消願について」、

報告第12号「許可申請の取下願について」、

以上4件ですが、報告第11号につきましては、令和4年7月、令和5年1月に報告すべき案件でしたが、事務局の不手際により報告できていませんでしたので、今回改めましてご報告いたします。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長次長（大西良明君） 議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願いしま

す。議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、金倉町・・・合計面積946.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、田村町・・・合計面積926.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、川西町北・・・合計面積1,233.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

4番、郡家町・・・合計面積5,061.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番、土器町西二丁目・・・面積1,132.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町富熊・・・面積1,678.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上6件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第4号の農作業常時 従事 要件、及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第16号「農地法第3条第1項の規

定による許可申請」について、整理番号1番から6番の各案件を、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようですので、議案第16号「農地法第3条申請」6件は原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) 3ページをお開きください。議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、飯野町東二・・・面積311.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和60年頃造成し現在まで貸駐車場として利用してきました。今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き雑種地として利用するものです。

申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯山町川原・・・合計面積244.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和55年頃住宅を増築した際、造成し現在まで宅地として利用してきました。今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地 区域内農地ですが、令和4年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、採決をいたします。議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようですので、本案件2件は許可相当として、委員会意見書を添付の上、

県へ進達することにいたします。

次に、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西義明君） はい。4ページをお開きください。議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、中津町・・・合計面積1,120.98㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、山北町・・・合計面積377.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯野町東分・・・面積1,187.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

4番、垂水町・・・面積1,968.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル6基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、飯山町川原・・・合計面積351.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、宅地拡張整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。この案件は報告第12号に関連します。

6番、飯山町東坂元・・・面積442.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページにかけてになります。

7番、飯山町東坂元・・・合計面積947.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、工場1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

8番、飯山町東坂元・・・面積338.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上8件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので採決をいたします。議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から8番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件8件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、7ページをお開きください。議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」です。7ページから51ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて82件、筆数207筆、面積で178,889.83㎡となっています。詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第14号「農用地利用集積計画の決定」43件の各案件について原案通り処理していくことにいたします。

次に、議案第20号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは52ページをお開きください。議案第20号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町岡田上・・・面積907.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することにも問題ないものと考えています。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第20号「非農地証明願」1件について原案通り処理していくことにいたします。

続いて、議案第21号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より、議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 53ページをお開きください。議案第21号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、田村町・・・合計面積951.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成19年5月15日、分譲住宅4棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により工期を延長のため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対しご質問、ご異議はありませんか。ちょっとお聞きしたいのですが、事業計画の変更申請がたびたび出てきて、これなんか工期は平成30年からで、かなり長くなるのですが、どういうふうになるのか、もうちょっと詳しく説明いただけませんか。

●事務局次長（大西良明君） ただ今のご質問にお答えいたします。事業計画変更申請書の中では事業者が分譲住宅4区画中、あと一つの区画の住宅の建築が完成していないというようなことで、今後期間までに1区画を販売したいという計画で申請が出されています。以上です。

●会長（松岡繁君） それでは、ご異議ないようですので、議案第21号「許可後の事業計画変更申請」1件につきましては許可相当として、委員会意見書を添付の上、県に進達することといたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第11号「許可後の取消願について」、第12号「許可申請の取下願について」は、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは54ページをお開きください。報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,089.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成18年3月18日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、55ページをお開きください。報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知確認につ

いて」です。報告は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・合計面積951.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

56ページをお開きください。報告第11号「許可後の取消願について」です。報告は2件です。

1番、綾歌町岡田西・・・合計面積2,820.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年4月1日に、太陽光発電設備の建築整備を図る計画で、農地法第5条第1項の規定により、所有権移転の許可を受けていますが、転用計画中止のため、農地法5条の規定による許可の取消願を行うものです。

2番、綾歌町富熊・・・面積1,289.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月17日に、太陽光発電設備の建築整備を図る計画で、農地法第5条第1項の規定により、所有権移転の許可を受けていますが、転用計画中止のため、農地法5条の規定による許可の取消願を行うものです。

続いて57ページをお開きください。報告第12号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、飯山町川原・・・合計面積1,213.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に分家住宅1棟の建築整備を行う計画で、令和5年2月の第8号議案で農地法5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の変更により、許可申請の取下願があったものです。なお、議案18号5号で説明したものです。報告は以上です。

はい。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 以上をもちまして、4月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項です。

失礼いたします。★

●事務局長（谷本孝二君） 来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせいたします。まず、農地転用等の締切日が、連休中日の5月2日火曜日になりますことから、連休後の5月9日火曜日に現地調査をします。関係する委員には8日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。次に5月19日金曜日に通常総会と定例総会の開催になります。時間は通常より30分早めて午前9時から通常総会をします。場所はこの場所で開催します。以上です。お疲れ様でした。

（午前10時55分終了）